

## 4 国民年金事業

わが国の国民年金制度は、昭和36年4月の発足から49年が経過しました。その間には、昭和61年4月に公的年金制度の大改正による基礎年金の導入、平成9年1月の基礎年金番号制の開始など、本格的な国民皆年金制度を確立することができました。

また、加入者の増加に伴い市区町村の役割も重要となりました。被保険者を把握し、適用した者を収納に結びつけていくことが、住民一人ひとりの年金受給権を確保し、制度の基盤を強化することにつながるからです。

平成12年度地方分権一括法により、国と市区町村の役割分担を見直して機関委任事務を廃止、市区町村の事務は法定受託事務及び協力・連携事務となり、平成14年度からは保険料収納に関する事務などが国に移管されました。

そして現在、国民年金制度は大きな転換期を迎えています。少子高齢化が深刻な問題となるなかで、老後の基盤となる年金制度が何十年にもわたって持続可能であるためには、社会経済の変化に柔軟に対応できる制度にすることが不可欠です。このため、平成16年度公的年金制度改正が行われ、現役世代の負担の抑制を図るとともに、老後生活の基本的部分を支える給付水準が確保されるようになりました。

### 1 適用事務

平成3年4月の改正により、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、老齢（退職）年金の受給権者を除いて全員が国民年金に加入することとなり、市区町村においても自営業者や学生などの第1号被保険者の適用事務を行ってきました。

平成14年4月からは、厚生年金または共済組合加入者の被扶養配偶者である第3号被保険者の適用は、市町村の事務ではなくなりました。

本市では、市民の年金受給権の確保を図るため、自営業者や学生等の未加入者に対してはダイレクトメールによる個別の加入勧奨を実施しておりました。その他にも、新聞折り込みによる「国民年金特集号」の各戸配布、市内各所での「国民年金パネル展及び年金相談」の開催、各区主催の年金特別相談など各種の方法により国民年金制度の普及推進を図っておりました。

これら「適用促進」及び「広報」活動も、平成14年4月から市区町村の法定受託事務ではなくなり、現在広報活動は協力連携事務として行っています。

20歳到達者への加入勧奨状は年金事務所から送付していますが、本市は協力連携事務として、横浜市の住民基本台帳ネットワークへの全員参加が行われるまで20歳到達者の住民記録情報を提供していました。

本市の平成22年3月31日現在の被保険者数は表1のとおりです。

表1 被保険者数

(平成22年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者	任意加入 被保険者	合計	付加年金加入者(再掲)		
				任意	強制	計
鶴見区	37,092	710	37,802	1,242	2	1,244
神奈川区	32,065	679	32,744	1,015	4	1,019
西区	13,333	315	13,648	485	1	486
中区	21,572	487	22,059	540	2	542
南区	30,562	753	31,315	1,041	0	1,041
港南区	29,184	821	30,005	1,122	0	1,122
保土ヶ谷区	29,637	760	30,397	899	10	909
旭区	33,539	843	34,382	1,450	5	1,455
磯子区	21,507	569	22,076	814	1	815
金沢区	27,136	806	27,942	1,043	1	1,044
港北区	46,313	1,131	47,444	1,410	3	1,413
緑区	24,282	588	24,870	810	5	815
青葉区	40,256	1,165	41,421	1,455	3	1,458
都筑区	25,951	537	26,488	790	2	792
戸塚区	33,383	879	34,262	1,703	7	1,710
栄区	15,655	562	16,217	815	3	818
泉区	20,677	518	21,195	989	6	995
瀬谷区	17,975	421	18,396	547	3	550
横浜市計	500,119	12,544	512,663	18,170	58	18,228

## 2 免除等事務

経済的な理由等で保険料納付が困難な人などについては、適切な免除の適用を実施し、年金受給権の確保に努めてきました。

平成14年7月から半額免除制度が加わり、学生納付特例制度では、対象範囲が夜間部・定時制課程・通信制課程へ拡大され、平成17年度からすべての各種学校（1年以上の課程の在籍者に限る）なども対象となりました。また、平成17年7月には30歳未満の人を対象とした若年者納付猶予制度が施行され、平成18年7月から免除制度に新たに3/4免除・1/4免除も追加され、被保険者の所得状況に応じた免除制度になり、対象者の拡大が図られました。

平成22年3月31日現在の免除等適用状況は表2のとおりです。

表2 免除等適用状況

(平成22年3月31日現在)

種別 区名	第1号 被保険者 (任意除く) A	免除者数								免除率 (%) B/A
		法定 免除	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学生 納付特例	若年者 納付猶予	計B	
鶴見区	37,092	2,095	1,905	196	141	66	2,795	489	7,687	20.7
神奈川区	32,065	1,462	1,904	178	143	50	3,191	463	7,391	23.1
西区	13,333	576	1,070	77	55	17	968	198	2,961	22.2
中区	21,572	1,482	1,501	130	75	34	1,201	280	4,703	21.8
南区	30,562	2,104	1,931	164	108	55	2,027	381	6,770	22.2
港南区	29,184	1,578	1,650	171	128	64	2,938	472	7,001	24.0
保土ヶ谷区	29,637	1,910	1,813	215	118	66	3,416	548	8,086	27.3
旭区	33,539	2,099	1,927	196	163	57	2,936	635	8,013	23.9
磯子区	21,507	1,143	1,393	120	95	55	1,885	378	5,069	23.6
金沢区	27,136	1,406	1,360	133	108	45	3,497	528	7,077	26.1
港北区	46,313	1,746	2,782	254	178	96	4,601	632	10,289	22.2
緑区	24,282	1,318	1,647	172	107	45	2,409	461	6,159	25.4
青葉区	40,256	1,172	2,961	213	160	63	5,401	784	10,754	26.7
都筑区	25,951	865	1,252	123	82	34	2,807	447	5,610	21.6
戸塚区	33,383	1,772	1,724	203	134	77	3,379	650	7,939	23.8
栄区	15,655	915	944	103	64	35	1,493	281	3,835	24.5
泉区	20,677	1,416	1,308	172	96	33	2,076	390	5,491	26.6
瀬谷区	17,975	1,573	1,230	144	108	49	1,333	358	4,795	26.7
横浜市計	500,119	26,632	30,302	2,964	2,063	941	48,353	8,375	119,630	23.9

### 3 給付事務

#### (1) 拠出制の国民年金（基礎年金）

拠出制の国民年金（基礎年金）受給者数は、制度の成熟や、人口構造の高齢化等の理由により増加しており、今後もさらに増加するものと見込まれています。

平成 22 年 3 月 31 日現在の拠出制の国民年金受給者数は表 3、表 4 のとおりです。

表 3 拠出制国民年金受給者数（旧法）

（平成 22 年 3 月 31 日現在）

種別 区名	老齢年金				障害年金	母子年金	遺児年金	寡婦年金	合計
	老齢	通老	5年	小計					
鶴見区	2,051	1,839	68	3,958	63	0	0	0	4,021
神奈川区	2,021	1,757	49	3,827	54	0	0	0	3,881
西区	1,051	704	20	1,775	26	0	0	0	1,801
中区	1,541	949	28	2,518	39	0	0	0	2,557
南区	2,261	1,563	48	3,872	71	0	0	0	3,943
港南区	1,309	1,500	36	2,845	53	0	0	0	2,898
保土ヶ谷区	1,587	1,660	45	3,292	66	0	0	0	3,358
旭区	1,601	2,108	36	3,745	72	0	0	0	3,817
磯子区	1,421	1,312	34	2,767	40	0	1	0	2,808
金沢区	1,672	1,827	49	3,548	58	0	0	0	3,606
港北区	2,239	2,137	63	4,439	65	0	0	0	4,504
緑区	1,020	1,054	18	2,092	37	0	0	0	2,129
青葉区	1,537	1,696	42	3,275	38	0	0	0	3,313
都筑区	932	798	15	1,745	25	0	0	0	1,770
戸塚区	1,527	1,771	42	3,340	58	0	0	0	3,398
栄区	803	847	19	1,669	26	0	0	0	1,695
泉区	934	1,033	31	1,998	58	0	0	0	2,056
瀬谷区	846	921	13	1,780	45	0	0	0	1,825
横浜市計	26,353	25,476	656	52,485	894	0	1	0	53,380

表4 拋出制国民年金受給権者数（新法）

（平成22年3月31日現在）

種別 区名	老齡基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	合計	死亡一時金
鶴見区	37,933	1,035	441	41	39,450	21
神奈川区	33,353	843	298	36	34,530	26
西区	12,930	287	127	6	13,350	14
中区	19,303	474	234	19	20,030	25
南区	34,003	890	330	22	35,245	39
港南区	40,144	959	288	18	41,409	44
保土ヶ谷区	35,249	856	294	20	36,419	50
旭区	47,770	1,033	400	28	49,231	47
磯子区	29,606	651	251	14	30,522	23
金沢区	36,810	807	319	15	37,951	42
港北区	42,938	1,056	409	45	44,448	52
緑区	26,813	654	266	19	27,752	23
青葉区	37,865	746	382	24	39,017	25
都筑区	20,216	544	316	12	21,088	19
戸塚区	44,166	920	413	20	45,519	44
栄区	24,799	574	157	7	25,537	26
泉区	27,498	643	211	12	28,364	25
瀬谷区	22,620	624	205	14	23,463	24
横浜市計	574,016	13,596	5,341	372	593,325	569

(2) 福祉年金等

福祉年金及び無拠出の基礎年金は、国民年金制度の発足時に一定以上の年齢であった者、20歳前に支給事由が発生した者等に経過的又は補完的に支給される年金であります。その財源の多くは国庫負担でまかなうため、一定の基準以上の所得がある受給権者には支給を制限し、真に年金を必要とする受給権者に支給しようという趣旨から、所得制限や併給制限があります。

また、平成17年4月に、国民年金制度の発展過程において生じた特別の事情により、障害基礎年金等を受給されていない障害者を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が創設されました。特別障害給付金にも、所得制限や併給制限があります。

平成22年3月31日現在の本市の福祉年金、無拠出の基礎年金受給権者数及び特別障害給付金受給資格者数は、表5のとおりです。

表5 福祉年金、無拠出基礎年金受給権者数及び特別障害給付金受給資格者数（平成22年3月31日現在）

種別 区名	老齢福祉年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	特別障害給付金	合計
鶴見区	20	1,298	0	9	1,327
神奈川区	29	1,234	0	7	1,270
西区	4	431	0	5	440
中区	27	826	0	3	856
南区	16	1,173	0	9	1,198
港南区	12	1,358	0	21	1,391
保土ヶ谷区	19	1,574	0	11	1,604
旭区	21	1,717	0	13	1,751
磯子区	17	929	0	15	961
金沢区	15	1,171	0	19	1,205
港北区	33	1,301	0	19	1,353
緑区	10	997	0	15	1,022
青葉区	27	966	0	17	1,010
都筑区	9	838	0	8	855
戸塚区	16	1,506	0	17	1,539
栄区	11	786	0	8	805
泉区	16	1,086	0	9	1,111
瀬谷区	12	926	0	2	940
横浜市計	314	20,117	0	207	20,638